

山家駐在所だより



筑紫野警察署
☎929-0110

令和6年4月号

自転車を利用する方へ

山家地区では踏切手前での一時不停止、道路の並進等が散見されます。

自転車も車両です。これらの行為は道路交法違反となります。

自転車を利用する際は、交通違反・事故の防止ため、安全運転を心掛け、交通ルール・マナーを守りましょう。

① 自転車は車道が原則。歩道は例外です。



② 車道は左側を通行しましょう。



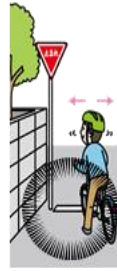
③ 歩道は歩行者優先。車道寄りを徐行しましょう。



④ 信号を守りましょう。



⑤ 一時停止を守りましょう。(踏切も)



⑥ ヘルメットを着装しましょう。
令和5年4月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務になりました。



命を守るヘルメットを着用しましょう！

自転車事故で亡くなられた方の、約6割が頭部に致命傷を負っています。

また、ヘルメット非着用の場合、着用時に比べ自転車事故における致死率が約4倍高くなり、大人も子供も頭部の保護が重要です！！

駐在のつづやき

去年も同じようなことを書きましたが、この時期は、進学や就職などで大きく環境が変わり、体を壊しやすい時期でもあります。みなさんも体調管理などに気を付けてください。

この時期に私自身が体調管理のために心掛けていることは、「とにかく食べる。」ことです。

食事はパワーの源です。しっかりと食事をとって、体力を付けましょう。私もたくさん食べて、地域の安全・安心を守っていきます。ただし、食べ過ぎには注意を！

令和6年の1月から2月 事件・事故発生状況

乗り物盗	0件		
侵入盗	0件		
非侵入盗	1件		
物件事故	5件	(前年比 - 4)	
人身事故	0件	(前年比 - 1)	